

第8号議案 表彰に関する規程の一部改定（案）について

【提案理由】

会員は定款第7条（経費の負担）において、いわゆる“会費”を負担する義務がある。また定款第10条（3）で支払い義務を2年以上履行しなかった時は会員資格を喪失するとされている。

表彰者は表彰される時点（一般的には総会時）で前年度までの会費を完納していることが望ましいと考え提案します。

（下線部は変更箇所を示す。）

改定（案）	現行	備考
<p>平成5年5月16日制定 平成12年5月28日一部改定 平成22年5月23日一部改定 <u>令和6年6月9日一部改定</u></p>	<p>平成5年5月16日制定 平成12年5月28日一部改定 平成22年5月23日一部改定</p>	改定日の追加
<p>第4条 表彰の除外 いずれの賞においても過去に当法人の名誉を傷つける行為または信用失墜の行為のあった場合は表彰を受けることが出来ない。</p> <p>2 会長はすでに表彰を受けた人で、当法人の名誉を著しく棄損した人または信用失墜の行為のあった人の受賞を取り消すことができる。</p> <p>3 前項の取り消しがあった場合会長は、その事実をすみやかに告示しなければならない。</p> <p><u>4 いずれの賞においても表彰時に前年度までの会費を完納していない場合には、表彰を受けることが出来ない。</u></p>	<p>第4条 表彰の除外 いずれの賞においても過去に当法人の名誉を傷つける行為または信用失墜の行為のあった場合は表彰を受けることが出来ない。</p> <p>2 会長はすでに表彰を受けた人で、当法人の名誉を著しく棄損した人または信用失墜の行為のあった人の受賞を取り消すことができる。</p> <p>3 前項の取り消しがあった場合会長は、その事実をすみやかに告示しなければならない。</p>	新設する
<p>附則 （略）1～5 <u>6 この規程は、令和6年6月9日に一部改定し同日より施行する。</u></p>	<p>附則 （略）1～5</p>	施行日の追加